

特定非営利活動法人 人形浄瑠璃文楽座 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 人形浄瑠璃文楽座という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府大阪市中央区日本橋一丁目5番6号北浦ビル1階におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、義太夫、三味線、人形の技芸を具体的に指導普及し、人形浄瑠璃の、発展を計り、もってわが国文化の振興に資する事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、特定非営利活動促進法第2別表第4号（文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (一) 人形浄瑠璃の技芸及び教養の向上の為の講習会の開催。
- (二) 人形浄瑠璃関係者の顕彰及び福利厚生。
- (三) 人形浄瑠璃研修会の開催。
- (四) 地方の人形座、女流義太夫、歌舞伎等他ジャンルの役者俳優への指導。
- (五) 各種文化講座での指導並びに地域おこしの文化活動への協力。
- (六) 老人ホーム等における慰問活動。
- (七) 他ジャンルの演劇との交流。
- (八) 会報及び人形浄瑠璃文楽に関する出版物の刊行。
- (九) その他目的を達成する為に必要な事業。

第3章 会員

(別種)

第6条 (1) この法人の会員は次のとおりとする。

- (一) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (二) 賛助会員 この法人の事業を賛助する為に入会した個人又は団体。
- (三) 名誉会員 この法人に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者。

(2) 前項各号の会員のうち正会員をもって特定非営利活動促進法人の社員とする。

(入会)

- 第7条 (1) 会員になろうとするものは入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を受けなければならない。ただし名誉会員に推薦された者は入会手続きを要せず本人の承認をもって会員となるものとする。
- (2) 理事会は正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとし、入会を認めない場合は理由を附した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員及び賛助会員は総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

- 第9条 会員は次の事由によって、その資格を喪失する。
- (一) 退会したとき。
 - (二) 死亡、若しくは失踪宣言を受け又は会員である法人が解散したとき。
 - (三) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (一) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
 - (二) この法人の会員としての義務に違反したとき。
 - (三) 会費を1年以上滞納したとき。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 会員が納入した入会金会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員)

- 第13条 この法人には次の役員をおく。
- (一) 理事 3名以上15名以内（理事長1名、副理事長1名、専務理事1名、常務理事2名、庶務理事1名、財務理事1名）
 - (二) 監事 1名以上5名以内（内常任監事1名）

(役員を選任)

- 第14条 (1) 理事及び監事は総会で選任する。
- (2) 理事は互選で理事長1名、副理事長1名、専務理事1名、常務理事2名、庶務理事1名、財務理事1名を定める。
- (3) 監事は互選で常任監事1名を定める。
- (4) 理事監事は相互に兼ねる事は出来ない。
- (5) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者、若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(理事の職務)

- 第15条 (1) 理事長はこの法人を代表し、この法人の業務を総理する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- (3) 専務理事は理事長、副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- (4) 常務理事は専務理事を補佐し理事会の決議に基づき日常の業務に従事する。
- (5) 庶務理事は財務以外の庶務を掌る。
- (6) 財務理事は財務を掌る。
- (7) 理事は理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し執行する。

(監事の職務)

- 第16条 監事は特定非営利活動促進法第18条の職務を行う。

(役員任期)

- 第17条 (1) この法人の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- (3) 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (4) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (5) 補欠又は増員により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
- (6) 役員は、その任期満了後後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するときは理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し議

決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (一) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (二) 職務上の義務違反その他役員にたるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第19条 (1) 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- (2) 役員報酬は理事会の議決を経て理事長が定める。

(職員)

- 第20条 (1) この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。
- (2) 職員は理事長が任免する。
- (3) 職員は有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集)

- 第21条 (1) 理事会は毎月1回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、理事長は、その請求があった日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- (2) 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数等)

- 第22条 (1) 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。
- (2) 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決して、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

- 第23条 総会は第6条第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

- 第24条 (1) 通常総会は毎事業年度1回開催する。
- (2) 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、理事長が召集する。
- (3) 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を召集しなければならない。

(4) 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議を附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第25条 通常総会の議長は、理事長とし、臨時総会の議長は、会議の都度出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第26条 総会は法令及びこの定款に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるものを議決する。

(総会の定足数)

第27条 (1) 総会は正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任したものは、出席したものとみなす。
(2) 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
(3) 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(会員への通知)

第28条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及びその会議で選任された議事録署名人2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (一) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (二) 入会金及び会費
- (三) 資産から生ずる収入
- (四) 事業に伴う収入
- (五) 寄付金品
- (六) その他の収入

(資産の管理)

第31条 この法人の財産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第32条 この法人の事業遂行に要する経費は財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第34条 (1) この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了3月以内に所轄庁に報告しなければならない。

(2) この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第35条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第36条 第32条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支決算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び議会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

(解散)

第39条 この法人の解散は、法令の定めるところによる。なお総会の議決により解散するときは、正会員の現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 この法人の解散に伴う残余財産は、総会において正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、この法人に目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第41条 この法人の事務所に特定非営利活動促進法第28号に規定された書類を備えなければならない。

(細則)

第42条 この定款の施行についての細則は理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 第14条第1項ないし第2項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。この場合の役員の任期は第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年6月30日までとする。

理事長	鳥越 文藏	
副理事長（理事長代行）	松浦 進	理事長代行
専務理事	小西 實	著作権担当
常務理事	中能島 浩	
〃	寺田 嘉彦	広報担当
庶務理事	五十川 雅員	芸団協担当
財務理事	宮永 豊実	
理事	鴨打 剛	
〃	田中 紳一	
〃	岩田 孝一	
〃	大西 彰	
〃	家原 弘治	
常任監事	尾崎 忠男	
監事	加藤 利雄	
〃	高橋 輝雄	

2. 第37条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は法人設立の日から平成15年3月31日迄とする。
3. この法人の設立時の入会金及び会費は次に掲げるものとする。
- | | | | | | |
|-------|----|-----|----------|-----|---------|
| ①正会員 | 個人 | 入会金 | 1,000円 | 月会費 | 1,000円 |
| | 団体 | 入会金 | 50,000円 | 月会費 | 50,000円 |
| ②賛助会員 | 個人 | 入会金 | 10,000円 | 月会費 | 5,000円 |
| | 団体 | 入会金 | 100,000円 | 月会費 | 50,000円 |
4. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は第34条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
5. この定款は、この法人の設立の日から施行する。

特定非営利活動法人人形浄瑠璃文楽座
設立代表者 鳥越文藏